

令和6年4月1日

大阪府立伯太高等学校長

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく、役務青負契約締結の公表について

イ 契約の内容

大阪府立伯太高等学校 除草・低木剪定業務

期 間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

契約先：公益社団法人 和泉市シルバー人材センター

住所 和泉市府中町4丁目20-2

□ 契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約